

2026 年 10 月 20 日 全 3 頁

カリフォルニア州で GHG 排出量開示が開始

トランプ政権の政策と対立的な開示規則が発効し、11 月に開示開始

政策調査部

主席研究員

鈴木 裕

[要約]

- 米国カリフォルニア州では、一定規模以上の企業に温室効果ガス（GHG）排出量の開示を義務付ける「気候関連企業データ説明責任法」（SB-253）の実施規則が発効し、2026 年 11 月 10 日からスコープ 1 および 2 の開示が始まる。一方、気候関連財務リスクの開示を求める「温室効果ガス：気候関連財務リスク法」（SB-261）は、第 9 巡回区控訴裁判所によって施行が差し止められている。
- SB-253 の初回報告について、カリフォルニア州大気資源委員会（CARB）は運用の弾力化を図る方針だ。企業は 2024 年 12 月 5 日時点で保有または収集中であった情報を利用でき、当時データを収集しておらず収集予定もなかった場合は、データを報告する代わりに、非報告理由を記載した書面を提出できる。また、限定的保証を得ていない報告書も受け付けられる。
- 連邦レベルで気候関連開示規則の廃止を進めるトランプ政権と、州外企業やサプライチェーンにも影響を及ぼすカリフォルニア州の政策は方向性を異にする。SB-253 が連邦政府との間の新たな政策的・法的争点となる可能性があり、今後の展開が注目される。

気候変動関連開示制度の施行決定

米国のカリフォルニア州では、「気候関連企業データ説明責任法」([SB-253 : Climate Corporate Data Accountability Act](#))と「温室効果ガス：気候関連財務リスク法」([SB-261 : Greenhouse gases: climate-related financial risk](#))が2023年10月7日に成立した。気候変動関連の情報開示を企業に求める全米初の法律だった。SB-261は、2026年1月1日までに初回開示を行うこととされ、SB-253も2026年から前事業年度のものを開示することとなっていた。

しかし、2025年11月18日に米国第9巡回区控訴裁判所(U.S. Court of Appeals for the Ninth Circuit)は、全米商工会議所(U.S. Chamber of Commerce)等が両法の無効化を求めている裁判でSB-261の施行差し止め(injunction pending appeal)を命じた¹。SB-253は差し止めを免れているものの、裁判前から規則制定は遅延し、一時は施行延期が検討されたが²、このほど実施規則が最終的に決定した。

2026年10月12日、カリフォルニア州行政法局(California Office of Administrative Law)はSB-253およびSB-261の実施に関するカリフォルニア州大気資源委員会(California Air Resources Board、CARB)の規則を承認し、即日発効した³。ただし、SB-261については第9巡回区控訴裁判所による施行差止命令が継続しているため、施行されるのはSB-253だ。初回報告期限は2026年11月10日に設定されている。

SB-253 の概要

SB-253は、年間総売上10億ドル超であってカリフォルニア州内で事業を営む米国企業に対し、温室効果ガス(GHG)排出量の開示を義務付けるものだ。企業の設立根拠法や本社所在地にかかわらず適用される。適用対象企業は、事業者自らによる燃料の燃焼、工業プロセスによって生じる温室効果ガスの直接排出(スコープ1)、他社から供給された電気、熱・蒸気等の使用に伴う間接排出(スコープ2)に加え、製品の使用や廃棄、従業員の通勤等も含むサプライチェーンからの排出量(スコープ3)も開示することが求められる。スコープ1および2の開示は2026年に開始され、スコープ3の開示は2027年に開始される予定だ。CARBは、SB-253について前事業年度のスコープ1～3のGHG排出量を毎年開示する制度であると説明している。

規則の決定から初回開示まで時間的な猶予が限られているため、CARBは初回については弾力的に運用する方針だ。完全なデータや保証がそろわない企業には柔軟な対応の余地を認めている。2026年の初回については、2024年12月5日時点ですでに企業が保有していた、または収

¹ 第9巡回区控訴裁判所 “[Order](#)” (2025年11月18日)

² 鈴木裕「[カリフォルニア州気候変動開示制度は施行延期を取りやめ](#)」(大和総研レポート、2024年10月8日)

³ CARB “[California Corporate Greenhouse Gas Reporting and Climate-Related Financial Risk Disclosure Initial Regulation](#)” (2026年10月12日)

集していた情報を基礎としてスコープ 1 および 2 を開示することを認めた。その時点でデータを収集しておらず収集する予定もなかった企業については、初回に限りデータを報告する代わりに、非報告理由を記載した書面を提出できることとされている。また、SB-253 では第三者保証が制度に組み込まれているが、CARB は初回報告について、提出データが限定的保証を受けているか否かにかかわらず受け付けるとしている。

図表 カリフォルニア州気候関連開示規制の状況

SB-253	スコープ 1 および 2 の GHG 排出量を開示	2026 年開始
	スコープ 3 の GHG 排出量を開示	2027 年開始
SB-261	2 年ごとに TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）またはその承継機関が公表する枠組み（ISSB 基準等）に従って、気候変動に関連する財務リスクおよび対応方針の報告書を開示	施行差し止め中

（出所）SB-253、SB-261 および脚注 3 資料をもとに大和総研作成

トランプ政権の気候関連開示政策との摩擦

カリフォルニア州の SB-253 は州法ではあるが、その影響は州内にとどまらない。カリフォルニア州内で事業を営む一定規模以上の米国企業が直接の適用対象となるため、州外に本社を置く企業にも開示義務が及ぶ。また、2027 年から始まるスコープ 3 の開示では、適用対象企業のサプライチェーンに連なる企業にも GHG 排出量に関する情報提供が求められる可能性がある。

こうしたカリフォルニア州の政策は、気候関連開示規制の縮小を進めるトランプ政権の政策とは大きく方向性を異にする。バイデン政権時代の米国証券取引委員会（SEC）は、2024 年 3 月に上場企業に GHG 排出量や気候リスク等の情報開示を求める気候関連開示規則を採択した。しかし、政権交代後の SEC は従来の立場を転換し、同規則を制定する権限が SEC にはないとして、2026 年 5 月 29 日には同規則を全面的に廃止する規則案を公表した⁴。

連邦レベルで気候関連開示の義務化から後退する一方、一つの州が州外企業にも影響する開示規制を実施することについては、トランプ政権との摩擦が生じる可能性がある。トランプ大統領が 2025 年 4 月 8 日に発出した大統領令 “Protecting American Energy from State Overreach”（「州の過剰介入から米国のエネルギーを保護する」）は、気候変動に関連する州法や州の政策のうち、憲法に反するもの、連邦政府の規制権限を侵害するものなどを問題視し、司法長官に必要な措置を講じるよう命じた⁵。SB-253 そのものは大統領令に明示されていないものの、カリフォルニア州の環境政策は具体的な問題として取り上げられている。

現時点でトランプ政権が SB-253 の施行を阻止する具体的な措置を講じたわけではない。しかし、州境を越えて影響を及ぼすカリフォルニア州の気候関連開示政策が、気候関連規制の縮小を進めるトランプ政権との間で新たな争点となる可能性は残されている。

⁴ 鈴木裕「[気候関連開示規則の廃止案を公表：米国 SEC](#)」（大和総研レポート、2026 年 6 月 2 日）

⁵ 鈴木裕「[カリフォルニア州気候変動開示法の障壁となる大統領令](#)」（大和総研レポート、2025 年 4 月 17 日）